

○多摩市地域包括支援センター事業実施要綱

平成18年3月31日多摩市告示第126号

改正

平成21年3月31日多摩市告示第166号
平成23年3月31日多摩市告示第177号
平成25年3月6日多摩市告示第72号
平成27年3月31日多摩市告示第143号
平成28年3月31日多摩市告示第179号
平成28年10月21日多摩市告示第474号
平成30年7月4日多摩市告示第302号
令和元年11月29日多摩市告示第231号

多摩市地域包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う包括的支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
- (2) 法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業
- (3) 厚生労働省令でセンターが実施すると定める事業
- (4) その他多摩市が行う在宅福祉サービスの利用に係る情報提供、申請の受け付け及び利用の可否に係る調査に関する事業

(対象者)

第4条 事業の対象者は、概ね65歳以上の被保険者及び40歳以上で介護保険の予防給付を受けている被保険者で、身体が虚弱、ねたきり、認知症等のために日常生活を営むのに支障がある者又はこれらの者の介護にあたる家族等（以下「対象者」という。）とする。

(施設)

第5条 センターは、地域の実情に応じて対象者からの相談を受けやすい施設及び体制を整備しておかなければならない。

(事業を行う日及び時間)

第6条 センター事業は、月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時については、電話による24時間の連絡体制をとるものとする。

(職員の配置等)

第7条 センターの職務に従事する常勤の職員及びその員数は、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年多摩市条例第22号）の定めるところによる。

(利用料)

第8条 センターの事業の利用料は、原則として無料とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年多摩市告示第166号）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年多摩市告示第177号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第72号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年多摩市告示第143号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年多摩市告示第179号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年多摩市告示第474号）

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第302号）

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年多摩市告示第231号）

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
多摩市西部地域包括支援センター	多摩市和田1532番地
多摩市東部地域包括支援センター	多摩市諏訪五丁目1番地
多摩市多摩センター地域包括支援センター	多摩市山王下一丁目18番地2
多摩市中部地域包括支援センター	多摩市永山四丁目2番地5-105
多摩市北部地域包括支援センター	多摩市関戸四丁目19番地5